

町民課

国民年金係 (127)

国民年金 年金額を増やす方法

● 国民年金基金で年金額を増やす

先月号に引き続き、国民年金の年金額を増やす方法をご紹介します。今回は、厚生年金に相当する制度として、自営業・フリーランスなどの方(第1号被保険者)がご自身で上乗せする「国民年金基金」についてご紹介します。



自営業・フリーランスなどの方



会社員などの方

国民年金基金の メリット	①終身年金ですので、65歳から生涯受け取ることができます。 ②加入時の掛金は払込期間終了まで変わりません。 ③支払った掛金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告で所得税や住民税が軽減されます！また、受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。 ④万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されます。 ⑤掛金は口数によって決まるので自由に年金額や受取期間を設計できます。加入後口数変更も可能です。
加入できる方	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方(保険料を自分で直接納める方) 60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で国民年金に任意加入されている方 <p>※国民年金の保険料を免除されている方(一部免除・学生納付特例・納付猶予含む)や農業者年金に加入している方は加入できません。</p>
毎月の掛金	掛金は「加入時の年齢」「性別」「選択する給付のタイプ(終身・確定年金)」と「口数」によって決まります。 【上限】月額68,000円 ※1口目は終身年金のみで、2口目以降は確定年金(受取期間が決まっている)も選択可能。
給付	掛金に応じて給付額は変わります。 【終身年金】 65歳開始 【確定年金】 60歳または65歳開始(受給期間5年、10年、15年) (例) 20歳の方(男性)が終身年金を2口掛けた場合 【掛金】 月額10,665円(1口目7,110円 2口目3,555円) 【基金の給付額】 月額3万円 (例) 40歳の方(男性)が終身年金を4口掛けた場合 【掛金】 月額26,670円(1口目13,335円 2～4口目4,445円) 【基金の給付額】 月額3万円 ※上記のように加入時の年齢によって掛金は異なります。掛金は1口目、2口目の金額は異なりますが、2口目以降は変わりません。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 加入後は、ご自分の都合で任意に脱退または中途解約することはできません。掛金の減額や一時停止はできます。 令和6年4月以降の新規加入は掛金上がる予定です。加入を希望される方は手続きをお早めに！

お手続きされたい方 ☎

0120-65-4192 (国民年金基金支部)

詳しくはこちらから ☎

<https://www.npfa.or.jp> (国民年金基金HP)